

健康寿命延伸のためのリハビリテーションを中心とした取組みに関する調査検討業務 委託先選定（公募型プロポーザル）実施要領

1 案件名称

健康寿命延伸のためのリハビリテーションを中心とした取組みに関する調査検討業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

我が国においては、2025年に団塊の世代が全て75歳以上となり、2040年に65歳以上の人口が全人口の約35%となるなど、急速に高齢化が進行しているとともに、疾病構造の変化や多疾患併存（マルチモビディティ）が顕著となる中、市民の健康寿命延伸に向け、以下のような課題への対応が必要となっている。

①心不全・呼吸器疾患などの内部障害等に関するリハビリ医療体制の不足

②フレイル・認知症患者の増加

③「疾患別・病期別の医療」から「患者本位の全人的な医療」への転換

④市内最大の回復期リハビリテーション病棟を有する神戸リハビリテーション病院（※）の老朽化

（※）市の外郭団体である一般財団法人神戸在宅医療・介護推進財団が運営（180床）

上記の課題を踏まえ、市民の健康寿命延伸に向け、今後公的に実施すべきリハビリテーションを中心とした医療・予防・支援の取組みについて、調査検討を行う。

(2) 業務内容

「健康寿命延伸のためのリハビリテーションを中心とした取組みに関する調査検討業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という）のとおり。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 10,000,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結日～令和5年12月31日

(5) 履行場所

神戸市役所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (4) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和5年2月14日（火） |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和5年3月1日（水） |
| (3) 質問受付締切 | 令和5年3月7日（火） |
| (4) 質問に対する回答 | 令和5年3月14日（火） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和5年3月30日（木） |
| (6) 委託事業者選定委員会 | 令和5年4月中旬 |
| (7) 選定結果通知 | 令和5年4月中旬 |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和5年4月下旬 |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

- ア 受付期間 令和5年3月1日（水）午後5時まで
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- イ 提出書類
- ① 参加申込書（様式第1号）
 - ② 会社概要（様式第2号）
※パンフレット等、会社概要が分かるものを添付。
 - ③ 誓約書（様式第3号）
 - ④ 法人登記簿謄本（写し）
 - ⑤ 納税証明書（国税及び地方税）（写し）（直近1年分）
 - ⑥ 法人印鑑登録証明書（原本）
※④～⑥は神戸市物品当競争入札参加資格を有しない場合のみ必要。なお、提出日時時点で発行日より3か月以内のものとする。
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出場所 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市健康局地域医療課（神戸市役所1号館19階）

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和5年3月7日（火）午後5時まで
- イ 提出方法 質問書（様式第4号）に記載し、FAX・Eメール等により提出すること
- ウ 回答参加者全者に対して、令和5年3月14日（火）にEメールにより回答する。

(3) 企画提案書の提出

- ア 企画提案書はA4縦サイズとする。ただし、添付する資料についてはA3もしくはA4横サイズとすることは可とする。
- イ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
- ① 本業務に対する考え方、実施方針
 - ② 提案のセールスポイント
 - ③ 本業務の実施方法、手法等

- ④本業務にかかる実施体制・支援体制
 - ⑤類似業務実績
 - ⑥提案見積と積算根拠
- ウ 各項目の記載内容について、仕様書に示す要求事項を上回る内容を提案する場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。また、本市の要求事項と相違する内容を提案する場合は、理由を付したうえで、その相違点が明確に分かるよう記載すること。
- エ 受付期間 令和5年3月30日（木）午後5時まで
持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時
- オ 提出部数 正本1部と副本7部
- カ 提出場所 〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
神戸市健康局地域医療課（神戸市役所1号館19階）
- キ 企画提案書提出後に参加を辞退する場合、辞退届（様式第5号）を提出すること。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 業務目的および業務内容の理解度 【10点】
- イ スケジュールの計画性、実施手順の妥当性 【10点】
- ウ 調査の的確性、実現性、独創性 【50点】
※別紙「仕様書」3.（1）②及び③の業務が最重要課題であるため、②及び③の業務に対する提案を高く評価する。
- エ 類似業務実績の豊富さ 【10点】
- オ 地元企業に対する加点 【10点】
- カ 費用積算根拠の妥当性 【10点】

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、健康寿命延伸のためのリハビリテーションを中心とした取り組みに関する調査検討業務委託事業者選定検討会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション
(ア) 開催日時 令和5年4月中旬
(イ) 場所 神戸市役所またはオンライン形式（詳細は改めて応募事業者へ通知）
- エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、上記（1）選定基準のア、イ及びウにかかる評価点の合計が高い事業者を選定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めようこと
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の

正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1

神戸市健康局地域医療課 (神戸市役所 1 号館 19 階)

【電話】 078-322-5246 【FAX】 078-322-6054

【E-mail】 komet@office.city.kobe.lg.jp

※来庁される場合は、事前に電話連絡をお願いします